

訪問看護サービス重要事項

利用者に対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号の第 8 条に基づいて、事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者の名称	日本赤十字社
所在地	〒105-0012 東京都港区芝大門 1 丁目 1 番地 3 号
代表者氏名	日本赤十字社 社長 清家 篤
電話番号	電話 03-3438-1311(代表)

2. ご利用事業所概要

事業所名称	岐阜赤十字訪問看護ステーション
指定番号	岐阜県指定 第 2160190878 号
所在地	〒502-8511 岐阜県岐阜市岩倉町 3 丁目 36 番地 岐阜赤十字病院東館 3 階内
管理者氏名	吉岡 苗実
電話番号	電話 058-232-1370 FAX 058-232-1371

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

岐阜赤十字訪問看護ステーション（以下、「事業所」。）が実施する「指定訪問看護と介護予防訪問看護」（以下「訪問看護」。）において、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保する。

運営の方針

- (1) 事業所が実施する訪問看護は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。
- (2) 訪問看護の実施にあたっては、当該の介護保険の指定・介護予防事業・医療保険の指定に係る基準を遵守し、利用者の関係する市町村の保健・医療・福祉サービスおよび主治医・居宅介護支援事業者等との情報の提供など密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日、5月1日、12月29日～1月3日、祝日が日曜日の場合の翌月曜日の振替休日を除く）
営業時間	8時45分から17時20分
営業時間外の体制	24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

5. 訪問看護の内容

- (1) 訪問看護計画の作成および利用者又はその家族への説明の提供
- (2) 訪問看護計画書に基づく訪問看護の提供
- (3) 訪問看護報告書の作成
- (4) 必要に応じて保健・医療・福祉サービス及び居宅支援事業所等との連携

6. 従業者の職種、員数、及び職務の内容（令和6年6月現在）

- （１）管理者 「専従看護師1名（常勤）」
- （２）職員 「専従看護師5名(常勤換算4.5名)・事務職員1名」

7. 利用料等

訪問看護を提供した場合の利用料は、当該の保険等に規定する利用料の支払いに準ずる。

医療保険の指定訪問看護

基本利用料は各種健康保険に基づく本人負担額。事前に利用者や家族へ説明を行い同意を得る。

介護保険の指定訪問看護および介護予防事業訪問看護

介護保険の法定利用料に基づく金額。事前に利用者や家族へ説明を行い同意を得る。

その他の利用料

死後の尊厳ケアの料金表 11,000 円。キャンセル料は契約書に定める通りとする。

これらを利用者または家族に事前に説明し同意を得る。

交通費

病院から片道 10km 未満は無料、病院から片道 10km 以上～15km 未満は 330 円、
病院から片道 15km 以上～20km 未満は 550 円、それ以上の距離は訪問の範囲としない。

8. 事業の実施地域

実施地域は、原則として本事業所から片道 10km 圏内を区域とする。しかし、主治医と利用者
および家族が必要と認めた場合は、実施地域外として片道 10km 以上 20km 未満の範囲を認める。

9. 緊急時における対応方法

- （１）訪問看護を実施中に利用者の病状に急変などの緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変
に手当てを行う。また、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じ、主治医へ
の連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じる。管理者にも報告をする。
- （２）訪問看護の提供による事故発生時は、市町村・当該利用者の家族・当該利用者にかかる居宅介護
支援事業所等に連絡し必要な措置を講じる。また賠償すべき事故の場合は損害賠償を行う。

10. 衛生管理等

従事者等の清潔保持及び健康状態の管理をし、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

11. 苦情処理

- （１）訪問看護の提供に係る利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じる。
- （２）事業所は提供した訪問看護に関し、市町村職員などからの質問若しくは照会に応じ調査に協力す
る。市町村からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従い必要な改善を行う。

12. その他運営についての留意事項

- （１）従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者でなくなった後におい
てもこれらの秘密を保持するべく本事業者の規則に従う。
- （２）事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

13. 利用者の虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために従業者への研修など必要な措置を講じる。